

商法改悪反対運動が对外的にも正式の機関であるので、日税連を動かす様な努力をするべきと一貫した基本方針をもっていいたので、例え日税連の体制が変化しても、我々の態度は変わらないと考へた。

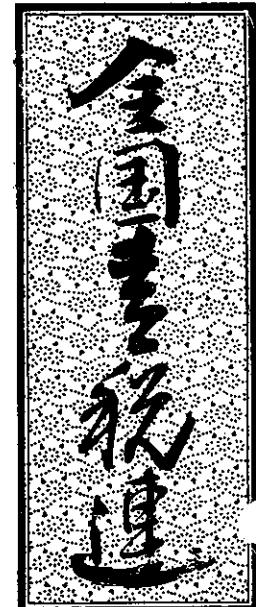
日税連では溝田体制から木村体制への変化が起り、これは、いわゆ



## 日税連の体制変化に動じることなく我々の主体的一貫性は貫ぬいた

会長 村田 昭

商法改悪反対運動に関連して一



### 五周年記念特集号

全国青年税理士連盟は五周年を迎えた。そこで、日税連会長誕生となり、全国青年税理士連盟は五周年を初め日税連会長誕生となり、全国の税理士の話題となり、一般的には、商法は妥協の方向へと進むであろうとの不安が大であったことは事実であったし、私自身が地方に行って青年税理士と対話をした際にも、そのような声が数多く耳に入つた。

全国青税連は、今年度の出発点として、木村会長に悩んだりもした。私は全国青税連活動は日税連をとびこえた次元での活動はするべきでなく、あくまでも日税連に対

る商法改悪反対か妥協かで内部不統一をもたらした後の日税連会長交代劇であったし、九州の地から

初めて日税連会長誕生となり、全国の税理士の話題となり、一般的には、商法は妥協の方向へと進む

であろうとの不安が大であったことは事実であったし、私自身が地

区切りと考へられるし、組織的に反省してみる必要があり、この反省省の結果を基にして次期以降の成長へと結びつける必要がある。

商法改正問題が大きな活動であつたが、特に今年度は国会上程必至は衆目のみるとあるところであり、又

日税連では溝田体制から木村体制へ

への変化が起り、これは、いわゆ

日税連対策としては全くの白紙から第一歩から出発しなければならない立場に追い込まれてしまい私としては木村日税連会長とそのフレーンに対して、全国青税連に対する正しい認識をもつてもらおう

ことが先決と判断し、これに失敗すると今後の活動が自己満足的なものと化し、商法改悪反対運動も主張はしても失敗に終ると考へ、

これが実現をみるに至らなかつた。

今にして云えることは、その後要望書なり意見書を日税連に提出し回答を得たが、これとても無視された状態であったが、北川副会長の努力と理解によって妥則的で、これをバックとして後半期に商法改悪運動には全力を投入する方針であった。

私は「溝田会長の時代には、金

から振替、送料分の借入金充當など資金的に困ったが、目的通りカンパも集り、会員各位のご協力には深く感謝する次第です。

今は悪いもかけず上程阻止が

できたが、何はともあれ二・二

大会を成功させたことであり、日

税連正副会長会にあっては、北川副会長の会員世論をバックにした経験ある説得があったこと、木村

会長が、はつきり改悪の本質を認識されたことである。

いつの日だったか、北川副会長

から電話をもらい「お互いに命をかけてやろう」と話をしたこと

があるが、最後まで信じあえることが出来たのは幸の一言である。

(二面下段)

し主張するべきことは主張し、日税連が对外的にも正式の機関であるので、日税連を動かす様な努力をするべきと一貫した基本方針をもっていいたので、例え日税連の体制が変化しても、我々の態度は変わらないと考へた。

日税連対策としては全くの白紙から第一歩から出発しなければならない立場に追い込まれてしまい私としては木村日税連会長とそのフレーンに対して、全国青税連に対する正しい認識をもつてもらおう

ことが先決と判断し、これに失敗すると今後の活動が自己満足的なものと化し、商法改悪反対運動も主張はしても失敗に終ると考へ、

これが実現をみるに至らなかつた。

今にして云えることは、その後要望書なり意見書を日税連に提出し回答を得たが、これとても無視された状態であったが、北川副会長の努力と理解によって妥則的で、これをバックとして後半期に商法改悪運動には全力を投入する方針であった。

私は「溝田会長の時代には、金

から振替、送料分の借入金充當など資金的に困ったが、目的通りカンパも集り、会員各位のご協力には深く感謝する次第です。

今は悪いもかけず上程阻止が

できたが、何はともあれ二・二

大会を成功させたことであり、日

税連正副会長会にあっては、北川副会長の会員世論をバックにした経験ある説得があったこと、木村

会長が、はつきり改悪の本質を認識されたことである。

いつの日だったか、北川副会長

から電話をもらい「お互いに命を

かけてやろう」と話をしたこと

があるが、最後まで信じあえることが出来たのは幸の一言である。

(二面下段)

## 日本税理士会連合会

会長 木村 清孝

全国青年税理士連盟が創立五周年を迎えたことに対し心から祝意を表します。

青年税理士各位が、既成概念にとらわれず、常に清新な角度から真摯な態度をもって税理士業界が当面する諸問題に取り組み、傾聴に値する意見を発表されつありますことに私は日々深い敬意を抱いております。

全国青年税理士連盟が今日の確固たる地歩を築かれたことも、このようないままでの積重ねの結果であることは申すまでもありません。

わが税理士業界もようやく新旧世代の交代期にさしかかってきていると思われます。このような時期に創立五周年を迎えたことはまことに意義深く、次代の税理士業界を背負って立つ青年税理士各位のさらなる一層のご健闘をこの機会に切望する次第であります。

名古屋税理士会

会長 北川 孝

全国青税連が創立五周年を迎えたことにちゅう心よりお祝いを申しあげます。

その間、たゆまない研究とたくましい行動力をもって税理士会をリードされ、とくに商法改悪反対運動に示された成果と、税理士法改正における理論完成は、貴連盟の面目をいかなく発揮されたものだと思います。

今後とも一層のご発展を心から願うものであります。

東海税理士会

会長 高野 芳信

全国青年税理士連盟が結成五周年を迎えるよい御发展の赴に対し心からお祝い申し上げます。

貴会は極めて困難な試験を通じた年代と同じくする青年税理士が相寄り、相扶け、徇塚琢磨し、青年としての理想をかかげ新鮮さをもち、且つ中庸にして稳健、よくの不安さえなしとしません。この不安さえなしとしません。この

## 創立五周年を祝う

### 全国青年税理士連盟

社会的視野に立つて業界、引いては我が国税務行政に対しおしみなく努力されたことに深甚なる敬意を表します。

私は各位の理想にのみ偏せず、現実に流されるなく、青年との御祝辞といたします。

しての力を引き業界へ賜りますことを望んで止みません。

以上簡単でありますが、御发展の面白をいかなく発揮されたものだと思います。

東北税理士会

会長 松本 金久

全国青年税理士連盟が、創立五周年を迎えたことはまさに御同慶の至りで、心からお祝い申上げます。

若さは何にも増して強味があり、活躍の原動力であります。

全国青税連がこの若い力を結集し

て、たくましく運営されて来たこ

とはまことにのものいい限りです

現在税理士並びに税理士会がお

かれている環境は、けっして好ま

しいものではなく、むしろ将来へ

の不安さえなしとしません。この

(五周年)になった組織の力と若

人の情熱で、私達税理士の尖兵と

して活躍してください。

全国婦人税理士連盟

会長 福森 寿子

//青年よ純粹で進しくあれ//

とき五周年を迎えた青税連が、より一層組織を強化拡大し、一致して局面好転の為活動されることを切望してやみません。

う先づ! 素晴らしい飛躍ご發展に心から敬意を表します。

本年 //多難な年を迎えたま

## 全国專業税理士協議会

会長 釜江 成雄

全国青税連のみなさん、創立五周年を迎え、おめでとうございま

す。今年は青年の純真なエネルギー

が爆発し、行動する年だと思

ます。

税理士業界をとりまく環境は、

それも誇張するほど、あまりにも

多事多難であります。

商法改正問題・税理士法改正問

題ならびに付加価値税問題等、昔

年からの問題が山積し、政府にと

つても、又私達税理士にとっても

解決すべき問題をかかえていま

す。

今年こそ、税理士が納税者の付

託に答えられるか、どうか、の二

者選択の年になることだと思います。

全国青税連のみなさん、五歳

(五周年)になった組織の力と若

人の情熱で、私達税理士の尖兵と

して活躍してください。

か、来期予測される条件を現実と題として残されてしまった。

してとらえ、我々、全国青税連はいかに対処していくか、大きな問

題として残されました。

た。明日の税理士業界を背負う、又私達の最も親愛なる友好団体であり生氣蓬勃とした若人に、期待す

(一画下段より)

我々としては、巨額の資金カン

バを考えたけれども、考えた時点

では、妥協の方向に進むだろうと

これを何んとか、く止めようと思つたが、もし失敗に終つたら、

カンバの収納も悪いと判断し、上

程阻止が出来た時は、実感がわいてこなかつたし、思いもかけぬ成

果であった。

ること大であります。永年の歳月を費し審議を重ね又行動を続けてきた諸問題も、愈々本年こそは、その解決と目的完遂の年なのです。

進路を見誤ることなくエネルギー・シユな情熱と純粹な精神力と、逞しい行動力が必要なのです。未来樹立のために、種々な障害も予想されますが、目的に向つて自信と誇りをもつて前進して下さい。そして共に、手に手を携えて一段と努力することを誓おうではありませんか。

### 全国青年税理士連盟 元会長 前田 宣久

いと急じております。

我々の置かれる環境は常に何らかの問題を抱えており、対処する

ものであります。

かの問題を抱えており、対処する種々の運動を通じて会員の認識を得られるよう期待しております。

幸いにして現執行部の活動は敬服に価するものであり全国各地

こととなり自宅で休養して

いる

が励んできましたが現在

は既に組織の拡大期に入つており

ます。

この間、

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は



謝し、微力ながらその努力に報い  
たい。

(諷訪) 宮沢 正寿

税理士の立場になつての法律改正を勝ちとらなければならぬ、ここに全国青年税連五周年を迎へ、さらに組織強化を計り、明るい納税思想の高揚のために頑張ろう。



我国に於ける。由来は、七世紀ごろ飛鳥時代の大陸伝来の伎楽面がその囁矢となるやに聞き及んでいた。この伎楽面は一見怪異な風貌をもつアーリア人、黒人系統の面相であり、臺灣に見られるが如きこのような異相の面が舞楽等に使用されつゝ平安時代に至つて舞楽面として完成され、有名な蘭陵王などはその代表的なものであろう。これらの渡来面を基礎として、室町時代の純日本的な能面の出現を見るに至つたようである。私も当初は面に関する系統的な観察をしていたわけではなく、装飾的、骨董趣味的な気持で眺めていたのであるが、人類の歴史が刻まれているが如き『面』との対座を数重ねる毎に、その持てるあるやしげな魅力の因になつたと云えよう。

奈良薬師寺の裏に日本一の面作  
りとの評判高い石津賀一郎(玉仙)  
氏の工房が在る。氏の作品は伎楽  
舞楽の面のみに限定されず仏像や  
他の立体像にまで及び、県費助  
助を受けながらの制作に励む氏と  
の対話は、名人氣質まる出しの素  
朴な面作りへの気魄に吸い込まれ  
るような気持ちで、いつしか時の  
過ぎるものも忘れてしまう程であ  
ると云える。

終戦直後の一時期の混乱期に国  
宝面の型取りをして原型を作り、  
これをもつて大量生産をしている  
業者もあるが、氏の言によれば、  
これらの面には原作者の心が生かさ  
れていない、生命が宿っていない  
も若くないことは事実である。

五年も続いていると気狂いに屬  
する事になるのか、とにかく元  
日からボーラーを蹴ろうと言ひだす  
兄で職業も年令もバラバラ、しか  
らおして知るべしである。試合

いと隠された。氏の面制作は国宝面の模写が最も困難な作業であり、己の心を殺して原作者の心になり切っての制作であると言わざる。何れにしても私共凡人には計り知られぬ芸術の深淵であるが、私はただこのような生きた面と対するとき、一種の大いなる満足感が身に充満するのを覚えるものである。

### 各務重則

余談であるが過日北海道周遊の際登別温泉にて一つのアイヌ古老の面を発見し驚喜して求め帰った。同じような面はその店或いは他の店にも数多く存在したのであるが、玉仙山の所謂心が籠っていると判断したのである。一見同様な面の数倍する値ではあったが、七年以上棚ざらしになっていたものにしては誠に値打品であったと考へている。

終つてのビールの一杯は誠に甘露、併せて安上りの健康管理方法として青税連のボーツと思う。五十代になるまではゴルフよりサッカーをおすすめする次第。

### 大久保光男

方々に最適のス

## 私の趣味

いと隠された。氏の面制作は国宝面の模写が最も困難な作業であり、己の心を殺して原作者の心になり切っての制作であると言わざる。何れにしても私共凡人には計り知られぬ芸術の深淵であるが、私はただこのような生きた面と対するとき、一種の大いなる満足感が身に充満するのを覚えるものである。

### 各務重則

余談であるが過日北海道周遊の際登別温泉にて一つのアイヌ古老の面を発見し驚喜して求め帰った。同じような面はその店或いは他の店にも数多く存在したのであるが、玉仙山の所謂心が籠っていると判断したのである。一見同様な面の数倍する値ではあったが、七年以上棚ざらしになっていたものにしては誠に値打品であったと考へている。

終つてのビールの一杯は誠に甘露、併せて安上りの健康管理方法として青税連のボーツと思う。五十代になるまではゴルフよりサッカーをおすすめする次第。

### 大久保光男

方々に最適のス

「税理士法改正20億資金」積立運動実施される。

——全國に先がけて神奈川青年税理士クラブにより——

税理士クラブによると、全國に先がけて神奈川青年税理士法改正運動は、一応の成果を得たが、この具体的な運動には多大な困難が予想されることは、昨今の政府答弁からも、充分にうかがい知るところである。

日税連は、法改正の具体的運動に、未だとり組んでいないが、ただちに、議員立法による改正運動を具体化しなければなるまい。

神奈川青年税理士クラブでは、このような時期に、いち早く、實質的な具体的な一面として、法改正の資金的裏付けとしての20億資金積立運動を実施したのである。

四十七年二月から積立を始め現在、四十数名の青税会員の積立がされているが、このほかに、東京地方会横浜中央部会でも同趣旨の積立が実施され數十名の有志による積立が行われている。

積立目標は、月五千円定期積立目標額十万円で、地元の金融機関と契約して「税理士法改正20億資金」として積立てられている。

全国の青年税理士の各グループからも、同様な積立運動の計画がされることを希望する。





原 君

給されていないのは周知の通りです。連盟の財政の現状では無理とは思いますが、理事諸君は貴重な時間と私費で各地から出席する訳で労力は勿論、相当な経済的負担もしています。従つて、或程度の旅費の補助は当然、連盟がすべきだと思います。

この事ひとつをみても、現行会費は少なすぎるのではないかしょ

うか。規約第十五条では、本会の経費は会費・寄付金・その他の収入をもって支弁する…とあります

が、収入の大部分は会費です。とすれば、収入の確保が第一であ

り、会費は早急に増額すべきだと思います。

一般には様々な組合・会など多数の団体がありますが、本連盟の如く会費月額百円というものは、私の知る限り殆どありません。

本年度事業方針の中に、広報活動の推進がありますが、これも広報部諸兄の労力と経済的負担があり発行されているのでしょ。我々会員は広報紙により、何らかの

利益を受けていません。ら良いのですが発行する広報部諸兄のご苦労は並大抵ではないと思います。私も

現在部会の広報を担当していますが、人數も極く少いのですが、それでも大変ですから、さぞや広報部も大変だらうと推察されます。労力に対しては如何ともし難い

でしようが、せめて経済的負担には何らかの手当を考えるべきだと

思います。何れをみても現行会費では、思うに任せず、今後の連盟の積極的な諸活動を推進するためにも、是非会費の増額をされるよう要望いたします。

司会 会費については、皆さん、安いと云うことです。増額の意見が非常に強いよう気がします。

また広報部についても理解あるお言葉をいただき、感謝にたえません。これを励みとし、今後共より良い会報を作っていくたいと思います。

特試の違憲訴訟については、全國青税連も強力に応援し、原告として参加してほしいと思います。

司会 特別試験は絶対に廃止といふことに意見が一致しましたね。試験の廃止こそが先決であるといふ意見が非常に強いようですが。

住野 絶対に廃止しなければなりません。これを実現するだけでも

ね。次に本連盟の目的について、何を

司会 チェック・シートの問題についても一言、言及していただきたいと思いますが。

住野 チェック・シートの問題は

阪会ではこれについて、違憲訴訟の提起を検討中ですが、全国各地でこれを起す事は広く社会問題化

が発行する広報部諸兄のご苦労は並大抵ではないと思います。私も現在部会の広報を担当していますが、人數も極く少いのですが、それでも大変ですから、さぞや広報部も大変だらうと推察されます。労力に対しては如何ともし難い

でしようが、せめて経済的負担には何らかの手当を考えるべきだと

思います。何れをみても現行会費では、思うに任せず、今後の連盟の積極的な諸活動を推進するためにも、是非会費の増額をされるよう要望いたします。

内山 絶対に廃止すべきですね。この制度(法附則三〇項)があることにもなり、大変効果的ではないでしょうか。

司会 ほかにご意見はありませんか。……ないようですね。この問題は連盟の在り方とも関連する重要な問題ですから、別の場で時間をかけて検討する必要があると思

いますね。次に、商法問題について、適切な線で妥協せよという意見があるようですが、この意見をどう思われますか。

吉田 特別試験の廃止は、青年税理士の念願ですが、私は税理士法改正において、特別試験の廃止一本に絞っても、特例廃止の実現を望みます。

司会 商法問題はですね。単に税理士会だけとか、公認会計士協会だけの問題ではないと思います。

住野 商法問題はですね。單に税理士会だけとか、公認会計士協会だけの問題ではないと思います。

司会 商法問題、チェック・シートの問題についても一言、言及していただきたいと思いますが。

住野 チェック・シートの問題は



住 野 君

したと云えると思います。いままで提えることには、若干の疑問があります。個人的には、後者は前者の目的を達成するための手段・方法であると理解しています。

大青税では更に発展させて「納税者の権利擁護」と「租税制度の改善」を加えて、格調高い創造的理念を掲げたいと考えています。

司会 ほかにご意見はありませんか。……ないようですね。この問題は連盟の在り方とも関連する重要な問題ですから、別の場で時間をかけて検討する必要があると思

いますね。次に、商法問題について、適切な線で妥協せよという意見があるようですが、この意見をどう思われますか。

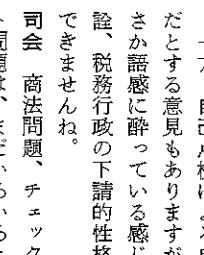
吉田 特別試験の廃止は、青年税理士の念願ですが、私は税理士法改正において、特別試験の廃止一本に絞っても、特例廃止の実現を望みます。

司会 商法問題はですね。単に税理士会だけとか、公認会計士協会だけの問題ではないと思います。

住野 商法問題はですね。單に税理士会だけとか、公認会計士協会だけの問題ではないと思います。

司会 商法問題、チェック・シートの問題についても一言、言及していただきたいと思いますが。

住野 チェック・シートの問題は



森 山 君

国民的合意に基づくべき問題であると思いますので、妥協とか取引とかとは全く次元を異にする問題であつて、我々は、これを止めさせれるか、又は全く根本的に改めさせるか、それ以外に途はないと言えます。

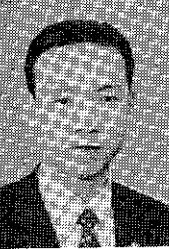
司会 チェック・シートの問題についても一言、言及していただきたいと思いますが。

住野 私は創立総会以来、毎年総会に出席し、今は現役の役員もしていますが、いろいろな人達との交流の中から得た結論として、我が全国青税連の存在 자체、及びその活動が、業界の内外に与えてい

## 全 国 青 稅 連

る影響力は、我々が想像する以上ものがあることに、今更ながら驚かされています。

このことを正しく認識することによって、連盟の在り方にに対する結論が、おのずから定まつてくると思ひます。



君 浜

浜 私は全国青税連に個人として加入してから、現在で約一年と数ヶ月になりますが、村田会長を初め、役員の方達が、自分の仕事を削減してまでも、全国青税連活動に努めている姿勢をつぶさに見ます。そして、本連盟は、税理士制度の強化发展には、素晴らしい連盟であると感切に感じました。

何故ならば、本連盟は、青年税理士が、自分の職業を自覚し、社会に貢献し、国家的な繁栄を勝ち得るために、税理士制度の過去・現在・未来を語り合い、青年の立場から、税理士制度のあるべき姿勢を一つに結集出来得る全国的な青年の組織だといふことが判つたからです。

住野 私も、浜さんのご指摘のとおりです。

私は全国青税連に個人として加入してから、現在で約一年と数ヶ月になりますが、村田会長を初め、役員の方達が、自分の仕事を削減してまでも、全国青税連活動に努めている姿勢をつぶさに見ます。そして、本連盟は、税理士制度の強化发展には、素晴らしい連盟であると感切に感じました。

何故ならば、本連盟は、青年税理士が、自分の職業を自覚し、社会に貢献し、国家的な繁栄を勝ち得るために、税理士制度の過去・現在・未来を語り合い、青年の立場から、税理士制度のあるべき姿勢を一つに結集出来得る全国的な青年の組織だといふことが判つたからです。

森山 私も同感です。近い将来に

我が青税連は税界の発展推進

おり、当初の連絡調整機関から独立の意志主体へ見事に変革した今立の全国青税連の活動は、誠に素晴らしいと思います。

ただ既成の単位連盟の会員の中には、この全国青税連の本質を知らない者が意外に多い事を最近知つてびっくりしました。

もっと、全国青税連のPRを行

う必要がありますね。

そうした意味で、本年度広報活動が活発になりつつあることは大変嬉しいことです。

若し、それに必要なのは、会費の増額を図つて、更に積極的に発展させてほしいですね。

司会 本連盟に対し、有意義な意見から、更に、広報部に対する貴重なご意見まで、どうも有難うございました。

次に日税連に対し望むことがございましたら一言どうぞ。

住野 そうですね。それは一口に云つて「民主化」の実現につきるに、志を同じくする人々との会合

には各地の日常の青税活動が大変重要な役割を担う事になると云えますね。

また、この「会報」の内容・情

報は、私が納付している会費十二百円以上の栄養剤を与えてくれま

の母体となり、全国青税連会員各

位も、我が連盟の方針こそは税理士会の未来を担つて立つ活動と理解し、日税連の活動と相一致をみた時に初めて我が連盟は、日税連のパートナーとなり、友情団体

となるでしょうし、その日の一日

も早からんことを願いますね。

今後とも、広報活動は積極的に

お願いしたいと思っています。

司会 我々広報も、このようないい意見をお伺いしますと、いつもの苦労も、どこかへ消え去るような気がします。

司会 どうも有難うございまし

た。では、この辺で、先程も話題に出ましたので、我が広報活動についてのご意見、又はご批判や苦

言などございましたら、お聞かせ願いたいと思いますが。

司会 どうも有難うございまし

た。では、この辺で、先程も話題

に出ましたので、我が広報活動に

ついてのご意見、又はご批判や苦

言などございましたら、お聞かせ

願いたいと思いますが。



君 月 望

望月 私は、松本市で開業しております個人加入会員ですので、団体加入地区の会員の皆さんのように

云つて「民主化」の実現につきるに、志を同じくする人々との会合の機会に恵まれませんので、常にあります個人加入会員ですので、団体加入地区の会員の皆さんのように

云つて「民主化」の実現につきるに、志を同じくする人々との会合

の機会に恵まれませんので、常に

あります個人加入会員ですので、団体加入地区の会員の皆さんように

云つて「民主化」の実現につきるに、志を同じくする人々との会合

の機会に恵まれませんので、常に

あります個人加入会員ですので、団体加入地区の会員の皆さんように

すね。

開業して数ヶ月になりますが、この間にも、何度、自信を失いか

けたことか知れません。

でもその度に、「会報」で、私

と同じ若い税理士が、各地で頑張

っていることを知り、勇気づけら

れてきました。

今後とも、広報活動は積極的に

お願いしたいと思っています。

司会 我々広報も、このようないい意見をお伺いしますと、いつもの苦労も、どこかへ消え去るような気がします。

司会 どうも有難うございまし

た。では、この辺で、先程も話題

に出ましたので、我が広報活動に

ついてのご意見、又はご批判や苦

言などございましたら、お聞かせ

願いたいと思いますが。

司会 どうも有難うございまし

た。では、この辺で、先程も話題

に出ましたので、我が広報活動に

ついてのご意見、又はご批判や苦

言などございましたら、お聞かせ

願いたいと思いますが。

司会 どうも有難うございまし

た。では、この辺で、先程も話題

に出ましたので、我が広報活動に

ついてのご意見、又はご批判や苦

言などございましたら、お聞かせ

願いたいと思いますが。

会員の役目だと思っております。

司会 只今の望月さんのお話や先程の住野さんのご意見などの通り活動資金の不足は、本連盟の重要な問題であるうと思ひます…。

丁度個人加入者の立場からご意見がございましたので、ここに更に個人加入者の立場としての問題点について、話しを進めてみたいと思いますが。



君 藤 蔡

蔡藤 そうですね。個人加入会員は、全会員数の約一割で、しかも全国に散在していますね。

これらの各地の未入会者の中に個人加入は現状では、何かと不利であると考えている人が多いのではないか。

大淵 地方での、個人加入会員の現状は、未だ孤立して、孤軍奮闘も相成らずで、全国青税連の会報のみが、唯一の情報源の状態になりますね。

そこで私の考えとしましては、地方会員の活動の場を作る意味もあって、地域別のロック大会をやり、全国青税連の再確認をし、

純粹なヤングパワーを發揮できる  
ような会務運営の考慮を願いたい  
と思いますね。

そこに初めて、個人加入会員の  
意義を見出しそれを納得し、組織拡  
大も可能となると思います。



君 松 小

ところが、会員は、自分は  
会計人と自負しております。世間でも  
これを認めていますね。

### 業務改善部の動き

業務改善部長 杉浦 正康

が所定された。尚方が業務改善部の使命は「決定版」を作成することではなくそれを各税理士諸兄が作成する際の「最良の資料」を提供する事であるという事を再確認した。

今後第一号にひきつづいて作成することにした資料は次のとおりである。

そのような本質的な問題をよく  
考へるべきだと思います。

中山 私は、税理士法の改正には  
当然に社会性を考えなくてはなら  
ないと思いますが、原則として、  
税理士のための税理士法に改正す  
べきではないかと思います。

最初に、第二回部会で作成した  
業務改善資料第一号たる「決算チ  
ェックリスト」についての反響を  
討議したところ、これを参考にも  
っと良いものを作らうという声を  
はじめおおむねこの種の資料提供

催された。  
中区のさくらや旅館に於て村田会  
長をまじえ七名の出席者の下に開  
催された。

第2号 「税理士事務所の業務  
改善の方向について」の検討資料  
(論文形式)

第3号 月次チェックのための  
「月別調書」

関する資料をできるだけ多く参加  
者に配付する等々。尚第二回のシ  
ンボジウムは四月一五日と決定。

八月七日第一回の研究部会を東  
京にて行う。研究部員の初顔合せ  
高松、大阪、名古屋、浜松、小田  
原より、遠路はるばる有難う、「友  
や」の心境、第一回のシンボジウ  
ムについて、場所は東京、テーマ  
は付加価値税と決定、各自地元へ  
持ち帰り、研究に着手する。

十月八日第二回研究部会を京都  
にて行う。付加価値税研究の経過  
報告の後、シンボジウムの具体的  
プランの作成を行う。即ち五周年  
記念行事として東京の一般税理士  
にも参加を呼びかけ付加価値税に

小松 先程のお話にもありまし  
たが、個人加入会員は、どうして  
も、中央から考へると日本列島の  
末端にいる会員でしょう。血液と  
同じ様に、心臓から手足の先端ま  
で刻々と栄養のある血液が流れで  
くる様な感じの「会報」の活動を  
期待していますね。

司会 会報が、これ程に、個人加  
入者の方達に、重視されているこ  
とは、我々広報部にとりましても  
非常にうれしいと同時に、その任  
務の重大さを痛感する次第ですが  
。最後に、当面の重要な問題であ  
る税理士法改正の問題について、  
お考へになつておられる方々を一  
言どうぞ。

森山 私は、税理士は法的には職  
業会計人ではなく、法律家たるべ  
きだと思います。

第一回のシンボジウムが開かれた  
新執行部発足と同時に表面化し  
た付加価値税問題は、次々と野火  
の如く全国に広かり議論をまきお  
こした。全国各地の青年税理士が  
これを考へ、調べ、本質を明らか  
にする上に、このシンボジウムは  
大きな力があったと思う。疑問点  
は真正面から取りあげ解明してゆ  
く姿こそ、青年税理士のあるべき

姿であり、それを全国的規模に拡  
大して相互の連帯感を深めてゆく  
ところに全青税研究部の大きな  
喜びがある。

四月十五日浜松にて「質問検査

が所定された。尚方が業務改善部の使命は「決定版」を作成することではなくそれを各税理士諸兄が作成する際の「最良の資料」を提供する事であるという事を再確認した。

今後第一号にひきつづいて作成することにした資料は次のとおりである。

最初に、第二回部会で作成した  
業務改善資料第一号たる「決算チ  
ェックリスト」についての反響を  
討議したところ、これを参考にも  
っと良いものを作らうという声を  
はじめおおむねこの種の資料提供

催された。

中区のさくらや旅館に於て村田会  
長をまじえ七名の出席者の下に開  
催された。

最初に、第二回部会で作成した  
業務改善資料第一号たる「決算チ  
ェックリスト」についての反響を  
討議したところ、これを参考にも  
っと良いものを作らうという声を  
はじめおおむねこの種の資料提供

催された。

以上での作成予定にとづいて各  
部員の任務分担を決め、第2号、  
第3号は若干の手直しをした上で  
みやかに全会員に配布する手配を  
することと、第4号、第5号は第四  
回部会に於て確定する事等を決  
定した。

更に以上の資料提供以外に、當  
年度中に「事務所運営に関するア  
ンケート」を実施し、会員の業務改  
善の参考に供することも決定した。

第4号 「申告書作成の手順表」

第5号 「原価把握のための業  
務日誌」

## 「質問検査権」に関するシンボジウムが開かれた

去る四月十五日午後一時から、浜松市浜松駅前ビルにおいて、研究部主催の「質問検査権」に関するシンボジウムが開かれた。我々税理士の業務と常に不可分の関係にある税務官吏の質問検査権について、その法的限界、歴史的背景をめることは、納税者の権利を擁護するうえにおいて不可欠であり、定刻の午後一時には、全国各地より折しも降りしきる雨の中を駆けつけた会員で、会場にあてられた大ホールは溢れんばかりの盛況となり、「納税者の権利擁護」を旗印とする我が全国青税連の会員の熱意のほどがうかがわれた。

研究部長龜田誠二君の司会で始まり、続いて副会長の矢頭昇君が

「本日のシンボジウムは、次の二点において非常に意義がある。先

ずシンボジウムを東京、名古屋、大阪の三地区以外の地区で開催す

るのは初めてであるということ、

さらに全国青税連のあらゆる行事

で会長が欠席したことも初めてで

あること。会長は本日山形へ組織拡大運動のため出張しており、い

ずれも我が全国青税連の組織発展

につながることであり、大変喜ばしいことである」と挨拶した。

引続いて東京、名古屋、大阪より各一名の会員が、あらかじめ与えられたテーマに基づきそれぞれ発表した。

最初に東京の金子圭賀会員は、

「質問検査権の沿革とその法的限界」というテーマで、所得税法を

中心とした質問検査権の沿革、現行実定租税法上の税務調査の概念

質問検査権の本質、さらに質問検

査権の法的限界について発表があ

り、「質問検査権の行使にあたり納税者の基本的人権、法定手続の保障、租税法律主義等これら憲法上の制約こそ尊重されるべきであり、飯塚事件は宣傳の憲法感覚の欠除から生じた最たる例である」と力説された。

続いて名古屋の北林佐一会員よ

り「質問検査権の行使をめぐる二、三の問題」というテーマで、「二年前まで質問検査権を使用する立場にあつたので、体験発表とい

形で行いたい。現況調査は、現在の税務調査の中では最もトラブルが多く、納税者には記帳義務が課せられているの

から、この

につながることであり、大変喜ばしいことである」と述べた。

最後に大阪の伊藤雅夫会員が、「税務調査と更正処分の効力について」というテーマで、憲法第三十一條の適正手続きの要請を中心

に、「申告納税制度のもとでは、

第一次的には納税者が納税義務の確定権をもっており、税務官庁の

課税処分は第二次的、補充的な地

位しか与えられておらず、法定申

君の」の辞をもつて散会した。

## ニュース

真正面より帳簿調査から取り組むべきである。銀行調査については大口脱税事件などでは必ず裏預金が問題となつておらず、無記名定期が制度上存続する限り、又仮名定期と知り乍ら金融機関がそれを受け入れている現状である限り、不

要性の開示義務が課せられていない」と多くの判例を基礎に発表が行われた。

以上の三人の会員の発表に引続いて、質疑応答に移り、「税務調査の立会人は法的には税理士だけに限定されないが、これは税理士の職域侵害ではないか。」「税務官庁が行う銀行調査はそもそも立会人は納税者が自ら有利にするために呼ぶもので誰を立会わせるべきであるかは納税者の自由であり、いわば納税者の一つの権利である。納税者の立場を中心と考えるべきであり、納税者無くして税理士はありえない」「銀行調査については課税公平の見地からだけではなく、憲法に保障された適正手続が必要であり、法に基づいた調査であるか否か疑問である」との結論に達した。

一同、時の経過も忘れ、熱心に聞き入り、最後に副会長増田昌弘

君の

の辞をもつて散会した。

◇一月二十一日◇ 村田会長は広島青年税理士クラブの第一回定期総会に出席のため広島へ。夜、最高幹部との打合せ等を行った。

◇一月二十二日◇ 第一回定期総会終了後、約二時間にわたって村田会長の記念講演「全国青税連の負担公平の見地から徹底して行うべきである」と発表があった。

以上の一連の活動について、質疑応答に移り、「税務調査の立会人は法的には税理士だけに限定されないが、これは税理士の職域侵害ではないか。」「税務官庁が行う銀行調査はそもそも立会人は納税者が自ら有利にするために呼ぶもので誰を立会わせるべきであるかは納税者の自由であり、いわば納税者の一つの権利である。納税者の立場を中心と考えるべきであり、納税者無くして税理士はありえない」「銀行調査については課税公平の見地からだけではなく、憲法に保障された適正手続が必要であり、法に基づいた調査であるか否か疑問である」との結論に達した。

特に北川名古屋会長は、村田会長の要請により出席され、有意

(十一面最下段)



シンポジウム会場

# 政治資金返扱制度を創設しよう

東京 萩野弘康

税理士法改正問題・商法改悪阻止

・臨時税理士の資格付与範囲の拡大阻止など・税理士界をめぐる諸情勢は極めて厳しい。

この間、我々は、幾たびか国会

陳情デモへの参加など日税連の正しい運動方針は積極的に支援してきた。

国会への働きかけの中で感じたのは、政治は正論だけでは動かない・悪法も金と票があれば作れる・正論を通すにも金と票がいることなどである。

我々は、議会制民主主義を肯定し、その範囲内で活動しようとしているのだから、金と票で成立つ現実の政治原理も無視することはできない。むしろ、積極的に金と票を集めるべきである。

票の方は、我々が日常の業務において、納税者の正当な権利を擁護していくくという課程で次第に増えていくだろう。

政治資金を集めることについて、全青税が口火を切るべきである。依って、次の如き提案をした

い。

◎政治資金返扱制度の創設

- (1) 一人当たり十万円の政治資金を全国青税連に預託する。

- (2) 預け入れ、引出しが任意とする。

- (3) 預託金には、利息をつけない。利息は、全青税の運営資金に充当する。

- (4) 将来において、日税連(税政連)が、政治資金に関する決議を行なった場合には、本人の同意を得て、これに充当する。

- (5) 全国青税連は、預託金を銀行預金とし、本人の同意のない元本の引出しは行わない。

- 全国青税連のこの制度が導火線となつて、日税連や単位会、税政連などを自覚せめさせ、本格的資金づくりが行なわれることを期待したい。

- 正論を国会の場で、法律として実現し、税理士の使命を全うさせるため、金と票について真剣に考へる時機がやつてきたと思う。

## 第五回定時代議員総会出席を！

七月十六日(日)

豊橋商工會議所にて

◆研究会  
同日 同会場 午後三時

全国青税連第五回定時  
代議員総会が、次のとおり開催されます。

テーマ 「税理士の使命とコンピューター」  
講師 「当選副会長

村山 利喜君」

◆代議員総会

日時

七月十六日午後一時

場所

伊良湖ビューホテル

日時

同日午後六時半

場所

豊橋商工會議所

◆懇親会

日時

翌十七日(月)は旅行・ゴルフ

・マージャン・その他の同好会が行われる予定です。

田会長が、商法、税理士法、付加価値税問題、村山副会長がコンピューター問題を話して、規約審議に入る予定であったが、村田会長が、事故のため欠席することとなり、急に、村山副会長が会長代理を務め、萩野組織部長、寺沢理事が参加して開催された。

長野県青年税理士クラブの結成は時間の問題となつた。

### 主な会議

辞任を表明。会費五割アップ等を検討

◇五月二十七日(土)名古屋

矢頭副会長の議長で資金カンパ

収納状況報告、第二回正副会長協議会の報告、次期正副会長候補等について審議(理事会)

△五月三・四日(水・木)浜松

税対開催

△四月十五日(土)浜松

質問検査権についてシンボジウムを開催、初めて地方で開催。

△同日、税対開催、東海会との懇談会開催。

△三月十八日(土)東京

理事会開催。

△二月一日(火)名古屋

第一回正副会長協議会開催。

△二月十六日(水)東京

日税連最高幹部に全国青税連最

高幹部との懇談会。

△二月二十日(日)東京

議。日税連に緊急希望書提出を決議。文案は村田会長に一任。

(十面最下段より)  
義のうちに終了した。

◇六月三日◇かねてから村田会長の要請をうけていた村山副会長、浜組織部副部長は着々と長野県青年税理士クラブ結成を進めていたが、創立準備会を松本市で開催した。

# 全国青年税理士連盟規約

昭和四十六年七月十八日改正

## 第十一条

代議員総会は本会運営に関する事項を決議し、理事は代議員総会の決議に基づき会務を執行する。

## 第十二条

代議員の選出方法は別に定めるところによる。

## 第十三条

会議はすべて出席者の過半数をもって決する。委任状はこれを認めない。

## 第十四条

本会は必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。

## 第十五条

会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし定時代議員総選任するものとする。

## 第三条(任期)

代議員の任期は次期代議員選任の日までとする。

但し、欠員補充のため選任された者については、前任者の残任期間とする。

## 第四条(補充)

代議員の欠員については、三ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

## 第五条

思えば、新広報部が発足してから一年、戸惑いばかりで会員諸兄のご期待にそえないにも拘らず、数多くのご声援ご寄稿をいただきましたことを、厚くお礼を申し上げます。

今後とも、皆様の会報として、より一層の充実発展を期したく思います。(広報部一同)

# 編集後記

全国青税連創立五周年を祝し、特集号をお届けしました。

日税連木村会長並びに諸先生の温情あふれるお祝辞を始め、全国会員の方々の声を広く聞くため紙上座談会と「創立五周年記念に際して一言」を企画しました。

本号は、一月発行の計画でしたが、商法改悪反対運動への全エネルギー結集と、特別会計への予算調整などにより遅延を余儀なくされました。

温情あふれるお祝辞を始め、全国会員の方々の声を広く聞くため紙上座談会と「創立五周年記念に際して一言」を企画しました。

本会の代議員は会員の中から選任する。

第二条(選任の方法及びその数)

各団体における会員の互選により選任するものとし、その数は各団体の定数三名と更に会員数十五名につき一名とす。

但し個人加入会員については十名につき一名とする。

2 会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし定時代議員総選任するものとする。

会員の数は毎事業年度末に会終了の日から一ヶ月以内に

## 代議員選任規程

## 第一条(選任の対象)

本会に次の役員をおく。  
 1、会長 1名  
 1、副会長 5名以内  
 1、理事 10名以内  
 1、会員に、本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、第六条



## 全国青年税理士連盟

東京都目黒区碑文谷  
 1丁目19番13号  
 5382  
 7563  
 電話 (03) 716-  
 税理士 村田昭事務所  
 発行人 会長 村田昭  
 編集人 広報部長 吉原啓一  
 印刷所 日本経済通信社